# 仕 様 書

案件名称	大阪防災アプリ両面チラシ印刷			
履行期限	令和7年6月30日			
数量		20,000部		
	紙質	コート紙 坪量 104.7g/m² 連量 A 列本判 57.5kg		
規格	仕上がり 寸 法	A4		
//0	印刷方法	オフセット印刷		
	印刷内容	両面カラー印刷		
原稿	入稿日	契約締結後速やかに		
<i>)</i> /八 1何	提供データ	ai データ又は PDF データ		
	回 数	簡易校正 1 回		
校正	提出先等	大阪市危機管理室(大阪市役所5階)		
納品日	令和7年6月 30			
納品場所	大阪市危機管理	室(大阪市役所)		
納品単位	100部ごとで梱包(梱包部数に満たない場合は端数を梱包) 1包ごとに「大阪防災アプリ 日本語 100部」と表示すること			
仕様書の質問に	応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は事前よく質し、その内容を熟知のよけれます。のよせる			
質問に ついて	知の上応札するものとする。 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。			
契約	契約金額は、印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること			
支払い	受注者からの請求に基づき、履行確認後に行う			

備考	・「大阪市グリーン調達方針」(http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html) 別表の(1) 紙類及び(21-2) 印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】〈共通事項〉(1) については適用しないものとする。 ・ 契約締結後、速やかに「【別紙1】資材確認票」を事業担当へ提出し、承認を受けること・納品時にはサンプル紙と「資材確認票」、「【別紙2】環境配慮チェックリスト」出荷確認票等を提出すること・契約締結後、速やかに担当と印刷日程等の詳細について協議すること・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること・本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない・本仕様書のとおり厳重に履行すること・成果物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする
事業担当	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階 大阪市危機管理室 中野

						作成年月[	日: 年	月 日
					御中	11 /2/ 1737		<u> </u>
件	名:							
					<u>資材確認票</u>			
,	`		-11.47			<u>(会社名)</u>		
					<u>記の印刷資材を使用しま</u> 物を製作したことを証明			
$\stackrel{\leftarrow}{\exists}$	)	下記のかりかり	<u>1で使用</u>		物を殺すしたことを証め	<u> 10まり。(柳如時)</u>	大阪市	
	É	]刷資材	使用有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	グリーン <u>調達方針</u> <u>適合有無</u>	備考
		本文						
		表紙						
	用紙	見返し						
	713/124	カバー						
	インキ	類						
F		製本加工						
	加工	表面加工						
		その他加工						
	その他							
			I	<u> </u>	<b>1</b>	<u> </u>		
		使用	<b>資材</b>		IJ.	サイクル適性		判別
_		7の資材のみ			印刷用の紙にリサイ	クルできます		
_		t B ランクの			板紙にリサイクルで	•		
C	またし	C または D ランクの資材を使用 リサイクルに適さない資材を使用しています リサイクルに適さない資材を使用しています					ゝます	

- 注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注3 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の 表紙は除く。

(記入例) 【別紙1】

		H=+ +10 +7					Z1004 -0	- 4	
						<b>佐成年日</b>	口. 左	月	
	<u>作成年月日:  年 月 日</u> 御中								
件	名:								
					資材確認票				
						(会社名)			_
					記の印刷資材を使用しま				
(	) -	下記の印刷資料	<u>オを使用</u> ┃	<u>して本件印刷:</u> 	物を製作したことを証明 	<u> </u>	<b>→</b> 7=+		
	E	]刷資材	使用有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	<u>大阪市</u> グリーン 調達方針 適合有無	備考	
		本文	0	А	上質紙	〇〇製紙/〇〇	0	<u>総合評</u> <u>価値</u> <u>90</u>	
		表紙							
	用紙	見返し							
		カバー							
			0	Α	平版インキ	00インキ/00	0		
	インキ	類							
		製本加工							
	加工	表面加工							
		その他加工							
	その他								
					<u> </u>				
使用資材 リサイクル適性 判別					判別	_			
_		の資材のみ		1. <i>t</i>	印刷用の紙にリサイクルできます				$\  \ $
_		tΒランクの tΒランクの			板紙にリサイクルで		<u></u> \+オ		-
	C または D ランクの資材を使用 リサイクルに適さない資材を使用しています								

- 注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。 注3 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の表紙は除く。

## オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

	作成年月日:	年	月	日
御中				

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名:

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程		実 現	基準(要求内容)
製版		はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
J	刷版	はい/いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。
	オフセ	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
印	ット	はい/いいえ /該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置 を設置し、適切に運転管理している。
刷		はい/いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタ	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動 を行っている。
	タル	はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表i	面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
該当 あり	:  /なし	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の 製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製	本加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
該当	: リ/なし	はい/いいえ	①損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

#### 暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかった と認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停 止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの 不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行 日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じること とする。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

### 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理課(連絡先:06-6208-7388) に報告しなければならない。

#### 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

#### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務(以下「当該業務」という。) の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

#### (公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたと きは、速やかに、公益通報の内容を発注者(危機管理室危機管理課)へ報告しなければ ならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した 者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を 発注者(危機管理室危機管理課)へ報告しなければならない。

#### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

#### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき 又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除すること ができる。

#### グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、 大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければなら ない。
  - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基 準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン 配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車 がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使 用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965